あま市障がい者計画及びあま市障がい福祉計画等策定委員会（第１回）　議事録

日時：令和８年１０月５日（月）１４時～
場所：あま市役所　２階　Ｅ会議室

１．あいさつ
２．委員紹介
３．協議事項
　（１）あま市障がい者計画及びあま市障がい福祉計画等策定委員会委員長の互選について
　（２）あま市障がい者計画及びあま市障がい児福祉計画中間見直し（素案）について
４．その他
５．閉会

１．あ い さ つ

事　務　局：　それでは、只今から第１回あま市障がい者計画及びあま市障がい福祉計画等策定委員会を開催させていただきます。今回の策定委員会は「あま市審議会等の会議の公開に関する要綱」第３条に基づき公開で開催いたします。また、同要綱第６条に基づき、本日の委員会終了後、会議録を作成し、市公式ウェブサイトで公表することとなっております。合わせて会議録作成のため、本会議は録音させていただきますので、ご承知おきください。

傍聴人の方につきましては、現在のところ、まだ本日はお見えになられておりません。

本日、あま市社会福祉協議会会長　服部委員、児童発達支援センターすてっぷあいるセンター長　吉川委員が所要のため欠席の連絡が入っておりますのでよろしくお願いいたします。

それでは、開催にあたりまして、福祉部長よりごあいさつを申し上げます。

福 祉 部 長：　皆様こんにちは。福祉部長の石川でございます。

本日はご多忙の折、「あま市障がい者計画及び障がい福祉計画等策定委員会」にご出席いただき、誠にありがとうございます。

また、日頃より本市の障がい福祉行政の推進につきまして、格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

本市では、令和６年３月に「障がいのある人もない人も、ともに想い、支えあうまち　“あま”」を基本理念とする「第３次あま市障がい者計画」「第７期あま市障がい福祉計画」「第３期あま市障がい児福祉計画」を一体的に策定し、各種施策の推進に取り

組んでまいりました。

本計画は令和6年度から令和11年度までの6年間の計画となっており、3年目を迎えるにあたり、これまでの実績や社会情勢の変化、国の最新の基本指針等を踏まえた「中間見直し」を行うこととしております。

今回の見直しにおきましては、直近のサービス利用実績や客観的なデータに基づき、将来のサービス必要見込量を適正に算定するとともに、地域の実情や事業所の受入体制、当事者ニーズに即した実効性のある計画とすることとなります。

本日ご出席の委員の皆様におかれましては、保健医療、福祉、障がい者団体、関係機関等のそれぞれの専門的・当事者的なお立場から、活発なご意見やご提言を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本日ご参集いただきました皆様のご健勝とご多幸を祈念いたしまして、開催のご挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

事　務　局：　ありがとうございました。

最初に本日の資料のご確認をお願いいたします。

《　資料の確認　》

配布もれはございませんでしょうか？ないようでしたら、先に進めさせていただきます。

２．委員紹介

事　務　局：　では、今回は初回ということで、委員の皆様に簡単に自己紹介をお願いできればと思います。それでは下方委員から順番に時計回りでお願いします。

《　委員及び事務局紹介　》

事　務　局：　ありがとうございました。委員の皆様どうかよろしくお願いいたします。

議題に入らせていただく前に、本日のあま市障がい者計画及びあま市障がい福祉計画等策定委員会は新委員での初めての委員会でもありますので、委員長が選出されるまで事務局において議事進行させていただきますがよろしいでしょうか。

委　　員：　異議なし。

事　務　局：　異議なしの声がございましたので事務局において議事進行させていただきます。

３．協議事項

（１）あま市障がい者計画及びあま市障がい福祉計画等策定委員会委員長の互選について

事　務　局：　最初に（１）あま市障がい者計画及びあま市障がい福祉計画等策定委員会委員長の

互選についてを議題とします。

あま市障がい者計画及びあま市障がい福祉計画等策定委員会要綱第６条の規定により、本策定委員会の委員長の選出は各委員の互選により選出することとなっております。何かご意見はございませんか。

委　　員：　同朋大学社会福祉学部教授の吉田委員にお願いをしてはいかがでしょうか。

事　務　局：　ただいま同朋大学社会福祉学部教授の吉田委員との声がございましたので、委員長を吉田委員にお願いをすることにご異議ございませんでしょうか。

委　　員：　異議なし。

事　務　局：　ありがとうございます。それでは、異議なしということでご承認いただきましたので、吉田委員に依頼することといたします。それでは吉田委員、委員長席にご移動をお願いいたします。

それでは、吉田委員長から委員長就任のご挨拶をお願いいたします。

委　員　長：　改めまして、吉田でございます。

このたび、あま市障がい者計画及びあま市障がい福祉計画等策定委員会の委員長という重大な責務を任されることとなりました。今後の計画を策定するため、委員の皆様と一緒に協議していきたいと思います。皆様のご協力により策定委員会の議事が円滑に進むようにお願いしまして、私のあいさつとさせていただきます。

事　務　局：　ありがとうございました。

只今、委員長が選出されました。策定委員会要綱第６条２項により策定委員会の委員長が議長を勤めることになっておりますので、これ以降は、吉田委員長に議事進行をお願いいたします。

委　員　長：　それでは、早速議長を務めさせていただきます。

策定委員会要綱第６条３項により委員長に事故があるときに職務を代理する委員は、委員長の指定ということで、私より指定をさせていただきます。あま市民生委員児童委員協議会の会長でいらっしゃる井村委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

では続きまして「（２）第７期あま市障がい福祉計画及び第３期障がい児福祉計画（中間見直し）の素案について」を議題といたします。資料１を事務局から説明していただき、そこで質疑応答を踏まえて資料２に進めていくという形でお願いいたします。

それではまず事務局より資料１のご説明よろしくお願いいたします。

事　務　局：　では、説明をさせていただきます。着座にて説明をさせていただきます。
よろしくお願いいたします。
《　資料１説明　》
ここまでが資料１の説明となります。よろしくお願いいたします。

委　員　長：　ただいま事務局より資料 1 計画策定に係る概要の説明をしていただきましたが、この件に関しまして何か委員のみなさまからご意見・ご質問はございませんでしょうか。
よろしいでしょうか。
それでは先を進めさせていただきます。続きまして資料 2 の中の第 7 期あま市障がい福祉計画の最初のページから 21 ページまでの説明をお願いいたします。

事　務　局：　はい、続いて資料２のご説明をさせていただきます。
《　資料２説明（21 ページまで）　》
ここまで説明させていただきました。よろしくお願いします。

委　員　長：　ご説明ありがとうございました。
量が多かったので、ゆっくり見ていただきながら基本姿勢に従ってこの数字は多いのではとか少ないのではとか、実際現場はこのようであるとかお気づきになられた点やご意見、ご質問がございましたら挙手にてお願いいたします。

委　　員：　21 ページ地域生活支援事業の見込量の「住宅入居等支援事業」について、令和 9 年度が「×」、10・11 年度が「△（検討)」となっていますが、まだ何も議論が進んでいない状況で、どのように進めていくのかまだわからない中、検討していくということになっているのですが、皆さんの中で住宅入居等支援事業がどのように進められたらいいのかとか、どんなイメージがというのもなかなかないと思いますが、私たちも今調べたり、実行している段階なので、知れたらなと思い発言しました。

委　員　長：　口述の中で、住宅入居等支援事業がどのようなふうに位置づけられているのかということを皆さんで共有してからでないと、どのようにしていけばよいのかということは難しいとは思うのですが、もしこのことに関して情報をお持ちであれば、基幹相談支援センターに情報をお寄せくださいということでよろしいでしょうか。

委　　員：　はい。
障がいをお持ちの方々で、先ほどから親亡き後問題などでているなかで、急激な居住サポートというところはすでに設置してあり、ただその中でもグループホームが受け入れ的には少ない中で、しっかりした精神疾患の方は意思決定もでき、居住の希望もしっかりある方に関して、保証人がいないとか貸してくれるところがないといった

なか、あま市での現状調査も含め進めていく必要があると感じて発言しました。

委　員　長：　ありがとうございます。
　成年後見制度の法人後見支援事業はあま市社協で実施されていると思うが、実利用者数が１人となっているが、これは法人後見とは限らず成年後見制度を利用している方ですよね。これは後見制度を利用している障がい者の数ということでよろしいでしょうか。

事　務　局：　はいそうです。

委　員　長：　そのほかなにかありましたらお願いします。

委　　員：　13 ページ・14 ページ相談支援体制の充実・強化の基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所による地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数、地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数、個別事例の支援内容の検証の実施回数がいずれも令和７年度の実績値と比べ令和9～11年度の成果目標が40件と少ないが、障がい者の数が増えており相談件数も増えていくと予想される中で、目標値を減らしている理由があれば教えてください。

事　務　局：　令和 7 年度に基幹相談支援センターが立ち上がったばかりで、初年度に非常に多くの相談が集中した経緯があります。令和 8 年度上半期の件数などを参考に令和 9～11 年度の数値を設定させていただいておりますが、ご指摘の通りサービス利用量が増加傾向にあることを踏まえ、いただいたご意見を参考に目標数値の再検討・見直しを行いたいと思います。

委　　員：　基幹相談センターができて相談件数がかなり増えている中で、マンパワーの問題は大丈夫なのかという心配があり、件数も踏まえその部分も考えていただけるとよいかと思います。

委　　員：　令和７年度に基幹相談センターができて、初年度は相談支援の方々の相談が多数あった中で、相談支援の勉強会を毎月行うことで相談支援専門員が育ってきているためか、少しずつ相談件数も落ち着いてきており、減ってはいないものの横ばいの状況です。
目標としては相談支援専門員が育って各自で解決していきながら、困難ケースを基幹相談支援センターのほうでお手伝いさせていただけたらという現状のため、数値としては横ばいでもよのではと思います。
　マンパワーについては足りない状況ですが、マンパワーについては市と協議してい

きたいと思っています。

委　　員：　利用しているものとしては基幹相談支援センターができて心強く思っているが、基幹相談支援センターは非常に幅広い業務を担っている割にはマンパワーが足りないと感じています。もう少し人材が厚くなっていくといいかと思います。

委　員　長：　14 ページの協議会の専門部会について設置数は 1 として、具体的にどのような専門部会が担当しているのか、また、実施回数が年に 3 回という具体的な理由がありましたら教えてください。

事　務　局：　あま市障がい者支援協議会には 4 部会あり、その中のそうだん部会で協議・検討・相談等を行っています。そうだん部会が年に 3 回行われるため実施回数は 3 回としております。

委　員　長：　わかりました。その他ご質問、ご意見いかがでしょうか。

委　　員：　17 ページの「障害福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上」について今回新たに設定された目標だが、令和 11 年度の数値目標を設定しておらず、愛知県と連携して取組を促進するとなっている。このような目標が設定された背景には何があるのか。おそらくこのような目標は急に設定されたものではなく、各都道府県、市町村からの声があって設定されたと思うため、きちんとしたものを示さないといけないと思うが、どういった状況か説明をお願いします。

委　員　長：　貴重なご意見ありがとうございます。それでは事務局、説明お願いします。

事　務　局：　目標設定に関しては、市が何も行わないということではなく、愛知県が実施する研修や人材確保、生産性向上に関する支援策について報提供し、その活用を促すとともに、事業所が抱える課題を把握し、県や関係機関と共有していくということで、目標として数値は設定していません。

委　員　長：　しかし、その背景には人材確保にどこの事業所も困っているのではないですか。あま市もそうではないですか。

事　務　局：　そういった背景はあま市もあります。

委　員　長：　事業所のホームページなど見たりすると、いつでも職員募集が出ているホームページが多くあり、資格・経験も問いませんとあるため誰でも就職はするのですが、やっぱり自分には合っていなかったといって、すぐ辞められる方もたくさんいると聞いて

おりますので、そのような背景があったうえでの国からでてくる基本方針だと思います。

委　　員：　委員長の言われたとおり、やはり事例、現場があってこそ言葉として出てきたのだと思います。むしろこのような指針ではなく、各都道府県が実態はこうですよということを全員がださなければいけない。それで固まってくる。それで国は動く。現場の実態や声を届けてほしい。

委 員 長：　ありがとうございます。事務局はぜひ今のご意見を参考に計画を作っていただきたいと思います。

事 務 局：　ありがとうございます。

委　　員：　14 ページ、国の基本指針の枠内の「のぞまないセルフプランの件数をゼロとする」とは国の基本指針の言葉ですか。プランを作ってもらう側としては、支援プランは当事者や保護者の思いと違うものを担っているのでそれをゼロにするととったのですが、説明は全然違いましたよね。これは国の言葉ですか。

事 務 局：　そうです。国の言葉です。「のぞまないセルフプラン」とは相談支援事業所に相談のプランを作ってもらいたいと思っているにも関わらず、相談支援事業所の不足等により、相談支援員に相談することができず、やむを得ず本人やご家族が計画を作成しなければいけないという意味の「のぞまないセルフプラン」という意味です。

委 員 長：　セルフプランを望まないということですね。

事 務 局：　そうです。

委　　員：　7 ページ、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築の活動指標のなかの協議の場の開催回数について、そうだん部会のことだと思い、5 回開催する予定であったのが実際は 3 回の開催であったと理解していた。8 ページの目標では令和 9～11 年度の協議の場の開催回数は 5 回となっている。しかし、14 ページの協議会の専門部会の実施回数について、先ほどの説明で専門部会はそうだん部会とのことであった。こちらの令和 9～11 年度の目標回数は 3 回となっている。同じそうだん部会のことであれば、回数を同じにしたほうがよいのではないかと思ったのですが、もし認識の違いがあれば 5 回と 3 回かなとも思うのですが。

委　　員：　私から説明させていただきます。そうだん部会は年 3 回あり、それとは別に毎月そうだん交流会を勉強会として開催しており、毎月テーマを決めて行っています。その

なかで年 2 回ほど、にも包括に沿ったテーマで行っているため、そうだん部会と交流会を合わせて 5 回となります。

委　　員：　わかりました。

委 員 長：　私から、8 ページ国の基本指針のなかの「心のサポーター」の養成、「6 項目の質問からなる K6 尺度を活用して住民のこころの状態を把握・評価し、早期の相談や支援につなげる」とありますが、活動指標の「心のサポーター養成研修実施回数」は 1 回とわかるのですが、何人くらいを目標としているのか、また、精神保健相談員講習会等の実施回数はどのような方を指しているのか。おそらく名古屋市ではすでに行われていると思うのですが、こちらも 1 回で何人くらいを目標としているのか。そして、精神障がい者短期入所【新設】とありますが、この短期入所はどの施設で受け入れをしているのか。あと、K6 尺度で早期発見、早期予防に関して数字にはあがってこないのか。以上 4 点おうかがいしたい。

委 員 長：　心のサポーター養成研修や精神保健相談員講習会について、保健所さんは何かご存じなんですか。

委　　員：　特にはありません。ただ、県のほうでもいま障がい者計画を策定しているところで、ここでの情報はありませんが、心のサポーター養成研修や精神保健相談員講習会の回数など県のほうでも課題になっているかと思うので、おそらく目標値がでてくるかと思いますが情報がなくてすみません。

委　　員：　心のサポーター養成研修について、国のほうが全国で 100 万人以上が基本数値のなか、おそらく割り当てられて数値が決まるため、委員長のおっしゃる質問にお答えすることは今は難しいと思います。

委 員 長：　とりあえず 1 回は開催するよということでの活動指標ですか。

事 務 局：　はい。1 回は行う。というところで、まだ具体的には決まっておりませんので、今後検討、確認してまいりたいと思います。

委 員 長：　精神障がい者の短期入所はどのような施設で受け入れるのでしょうか。

事 務 局：　障害福祉サービスの中に短期入所という項目がありまして、短期入所施設での入所になります。

委 員 長：　その受け入れ先は、あま市内に何か所かあるのですか。

事　務　局：　はい。短期入所施設は 3 か所ほどあります。

委　員　長：　そのなかのどこの施設も精神障がい者の受け入れが整っているのですか。

事　務　局：　はい。受け入れは可能だと思います。

委　員　長：　ありがとうございます。そのほか何かご意見、ご質問ございませんでしょうか。

委　員　長：　11 ページの福祉施設から一般就労への移行等で、就労継続支援（B 型）事業の一般就労移行者数が令和 6 年度の実績数より令和 11 年度目標数のほうが上がっていますが、B 型から一般就労へ行くのは、私の感覚からすると現実的ではないなと思いますが、一般就労が難しい人が B 型へ行くので、14 人という数値がいいのかどうかわかっていなくて質問しているのですが、A 型よりも就労移行よりも人数が多いというそのような設定をされた背景を教えていただけますか。

事　務　局：　まずは、基本指針として令和 6 年度の実績をもとに、A 型だと 1.52 倍以上、B 型だと 1.67 倍以上となっているので、目標の人数については令和 6 年度の実績人数から求めたものとなっています。B 型事業所に通われている方でも一般就労されている方も何名かおりまして、そのなかで令和 6 年度は 8 名おりました。A 型より B 型のほうが多い理由として、現在 A 型事業所が減少してきている状況で、A 型事業所を利用されている方も減っており、反対に B 型事業所を利用している方が増えてきております。確かに、サービスの特性上も A 型に比べると B 型のほうが一般就労しにくいのではないかと思われますが、利用人数の割合からして B 型のほうが人数が多いのではないかというところです。

委　員　長：　ありがとうございます。そのほかみなさまからご意見、ご質問いかがでしょうか。

委　員　長：　よろしいでしょうか。それでは先へ進めさせていただきます。
　今の資料の続きで 22 ページからの「障がい児福祉計画の実績及び令和 11 年度数値目標、見込量」について事務局からご説明をよろしくお願いいたします。

事　務　局：　はい、説明をさせていただきます。
　　《　資料２説明（22 ページから）　》
　こちらが障がい児福祉計画の説明になります。よろしくお願います。

委　員　長：　ご説明ありがとうございました。今のご説明につきまして何かご意見、ご質問ございませんでしょうか。

委　　員：　24 ページの放課後等デイサービスで数値目標はわかるのですが、受け入れのキャパシティはどのように考えていらっしゃるのですか。

事　務　局：　現在、あま市内に放課後等デイサービス事業所は約 25 事業所ほどあり、あま市内の放課後等デイサービスを利用している方以外にも、近隣の放課後等デイ事業所を利用されて見える方もいるため、事業所に通いたくても通えないという方はいないと思いますが、質問の趣旨と違っていたらすみません。もう一度質問お願いしてもよろしいですか。

委　　員：　本当にこの人数が行けれるのですか。

事　務　局：　数値見込み的には大丈夫だと思います。

委　　員：　数値目標を掲げないといけないことはわかるのですが、その目標に実質伴うキャパシティ、受け入れ態勢があるかなと思ったので。

事　務　局：　そこのところについては、もう一度検討し直します。

委　　員：　現場の今の実態をお話ししてよろしいですか。

委　員　長：　はいどうぞ。

委　　員：　放課後等デイサービスのご利用者、希望者はかなり増えております。しかし、あま市は川を挟んで中村区、中川区にある放課後等デイサービスの事業所も送迎に来られていて、近隣市町の事業所もたくさん送迎に来ています。ですので今は放課後等デイサービス事業所が足りないということを私たちは感じていなくて、逆に事業所が沢山できすぎて、児童クラブであったり一般の公法的な機関を利用せずに放課後等デイサービスに流れていく方のほうが多くて、そちらのほうが心配かなというところであります。

委　員　長：　ありがとうございます。ほかいかがでしょうか。
よろしいでしょうか。
それではご意見、ご質問ないようですので、議事をすすめさせいただきます。
3.その他について、委員の皆さま方、何かございませんでしょうか。
事務局よりなにかございますか。

事　務　局：　次回の策定委員会についてご説明させていただきます。次回の策定員会は令和 9 年 1 月下旬を予定しております。日にちが決まりましたら皆様にご案内させていただきま

すので、よろしくお願いいたします。また、本日の報酬につきましては、指定されました口座に後日振り込みさせていただきます。

委　員　長：　ありがとうございます。本日はたくさんのご意見をいただき本当にありがとうございました。事務局はそれを参考に見直しをしていただきまして計画の見直し案を立てていただければと思います。

それではこれをもちまして第１回あま市障がい者計画及びあま市障がい福祉計画等策定委員会を閉会させていただきます。ありがとうございました。

一　　同：　ありがとうございました。